

1 東海・東南海・南海地震対策の推進について

(財務省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 地震予知体制の確立に向けて、地震予知観測網の整備充実及び活動メカニズムの解明並びに予知の確度の向上等に関する調査・研究の推進を図ること。
- (2) 東海・東南海・南海地震を中心とした南海トラフを震源域とする海溝型巨大地震及びそれに伴う津波について、今回の大震災の被害実態を踏まえた最新の被害予測の結果に基づき、早期に災害応急対策に係る活動計画を策定すること。
- (3) 基幹的広域防災拠点の整備を国の責任において進め、そのための適地や機能等を検討する調査費を早急に予算化すること。
- (4) 学校などの教育施設、上下水道、道路、河川、海岸、港湾などの公共構造物、防災拠点となる施設、県民が利用する公的施設等の耐震化の促進を図るとともに、民間住宅の耐震化を促進するため、民間木造住宅耐震改修費補助を拡充すること。
- (5) 巨大地震に伴う津波への対応について、東日本大震災を踏まえ、海岸堤防などに対する総合的な防災対策を推進するための必要な措置を早急に講じること。
- (6) 地震防災対策としても重要である海拔ゼロメートル地域の湛水防除事業などを促進すること。
また、地震発生時に崩壊する恐れのあるため池の耐震対策を実施するため池等整備事業などを促進すること。

(背景)

東日本大震災の発生を受けて、あらためてこの地域に甚大な被害をもたらす東海・東南海・南海地震の三地震の連動発生など南海トラフの海溝型巨大地震に対する県民の関心と震災への不安が一層高まっている。

東海地震については、地震の予知が可能であるとされているが、この地震予知観測網は、主に震源域が西側に拡大される以前に整備されたものであり、新たな震源域での整備が必要である。また、連動発生が危惧される東南海・南海地震についても、地震予知を可能とするよう早急な観測網の整備が必要である。

東海・東南海・南海地震の被害想定が平成23年度から平成24年度にかけて実施されることとなっているが、その結果をふまえて、東海地震対策大綱（平成15年5月）及び東南海・南海地震対策大綱（平成15年12月）による個別の対策のみでなく、三連動地震を想定したより広域的な被害に対する活動態勢を構築する必要がある。

併せて、東海・東南海・南海地震による大規模地震災害の発生時に、国と地方自治体、防災関係機関が総合調整や人員の受け入れ、物資等の集積を行う基幹的広域防災拠点を、この地域においても早急に整備する必要がある。

また、東日本大震災における巨大津波が、海岸施設及びその背後圏に甚大な被害をもたらした事態を受け、東海・東南海・南海地震による津波に対する関心が、この地域においても非常に高くなっている。このため、海岸堤防等を中心として、ハード・ソフト両面について、国による三連動地震の規模や津波の想定に対する影響の検討や想定される津波高を踏まえた対策の策定が急務である。

(参 考)

愛知県内の強化地域及び推進地域

